

障害のある学生への修学支援に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令に基づき、千葉県立野田看護専門学校学則第37条の規定により、千葉県立野田看護専門学校に在籍する障害のある学生が安心して学修できるよう、本校の支援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 「合理的配慮」とは、障害のある学生に対し、その状況に応じて、「個別に必要とされるもの」であり、かつ、本校が体制面、財政面において均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

3 合理的配慮の範囲は、「授業、演習、実習、試験、課外授業」など修学に関する事項とする。

(責務)

第3条 校長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害のある学生の支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(相談対応)

第4条 障害のある学生の修学に関する相談を行う相談窓口を設置し、原則として、次に掲げる教職員を相談員とする。

(1) 副校長（事務及び技術）

(2) 学科長

(3) 各学年の担任業務を所掌している教員

2 障害のある学生の相談にあたっては、本人の意思を尊重し、十分に話し合う。

(支援の申請)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、別添様式1を学科に提出する。

3 入学試験時の障害・疾病・怪我などによる配慮の申請は、庶務教務課に申し出る。

(支援計画の策定)

第6条 支援計画の策定にあたっては、学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、教員会議で個別の支援計画を検討し、校長が決定する。

(合意の形成)

第7条 支援計画決定後は、別添様式2をもって当該学生に対し支援計画について十分な説明を行い、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図る。支援計画は当該学生の合意を得て決定する。

様式 1

支 援 申 請 書

令和 年 月 日

千葉県立野田看護専門学校長 様

第 看護学科 学年

学籍番号

氏 名

私は、障害のある学生への修学支援に関する規程第 6 条に基づき、下記のとおり、支援を希望したいので申請します。

1. 申請区分

☐新規 ☐ 変更・追加 ☐継続（申請内容及び症状に変更・追加なし）

2. 障害名（病名）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写しを添付してください。
手帳をお持ちでない場合は、診断書を添付するようにしてください。

--

3. 症状及び障害の状態等について具体的に記載してください。

--

4. 希望する配慮の内容

- 1) 学校生活の中でどのようなことに困っていますか。また、どのような配慮や支援を必要としていますか。

*授業、試験、実習、就職支援、学生生活等の場面で、希望する配慮の内容について具体的に記入してください。

(例) ①移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮

②教材に関する配慮（電子データ化・拡大・事前配付等）

③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮（文書伝達等）

④試験に関する配慮（別室受験等）

⑤学習支援等

⑥学内生活に関する配慮（トイレ、食事等）

(合理的配慮にあたらな例)

①合格基準をさげること

②授業の到達目標や公平性を損なう評価基準の変更をすること

③欠席した授業を出席扱いにすること

④申請後の配慮開始より前に遡って配慮を求めること

- 2) これまでの生活で、配慮を受けていた場合はその内容を記入してください。

合 意 書

令和 年 月 日付け「支援申請書」に基づく協議の結果、学生・学校は以下の内容について合意しました。

1. 支援内容

2. 支援に必要な情報について

(1) 野田看護専門学校は、支援にあたって知り得た個人情報（氏名、障害の内容等）の保護に十分留意し、第三者に提供、漏洩する等、支援業務の範囲を超えて使用しない。

(2) _____は、野田看護専門学校が支援に関わる情報を以下の範囲で共有することに同意する。

☐ 保護者（☐父 ☐母・☐その他（ ）

☐ 教員 ☐外部講師 ☐実習指導者 ☐庶務教務課職員

☐ 周囲の学生

☐ その他（ ）

(3) 野田看護専門学校は、(2)に定める以外の者に、学内または連携する学外関係機関等と個人情報を共有する必要がある場合には、事前に_____の了承を得る。

3. その他の事項

(1) _____は、休学、欠課、遅刻等、支援を受ける状況に変更が生じた場合、できる限り事前に教職員に連絡する。

(2) _____は、状態の変化等により支援内容を変更する必要がある場合は、随時申し出ることができる。

(3) 支援計画を変更する必要がある場合は、改めて合意を得る。

令和 年 月 日

第 看護学科 学年

学籍番号：

氏名：

千葉県立野田看護専門学校長

- 2 合理的配慮は、教育理念や評価基準を変えることや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことの求めに応じるものではないことの理解を得る。

(支援の実施)

第8条 具体的支援は、障害のある学生に関わる教職員が個別の支援計画に沿って実施する。

- 2 学校は、具体的支援の実施にあたり、必要に応じて関係者間の調整連絡、学外関係機関等との調整を行う。学外機関等と情報の共有を行う場合は、事前に当該学生の上承を得る。
- 3 校長は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

(支援の評価)

第9条 支援の内容については、適宜、当該学生との面接を行い必要に応じて見直しを行う。

(秘密保持義務)

第10条 教職員は、正当な理由なく、障害のある学生及び当該学生の支援に関して知りえた情報を漏らしてはならない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、運営会議の協議を経て校長が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和8年8月7日から施行する。